

今月のHOTニュース

住まいの防犯対策、していますか

わたしたちの身近なところでさまざまな犯罪が起こっています。犯行の手口はますます巧妙化し、思いもよらない方法で犯罪の魔の手が私たちの日常生活に忍びようとしています。今回は、日本損害保険協会HP「くらしの防犯カルテ」より「住宅侵入窃盗」を一部抜粋しますので、普段の防犯に役立ててはいかがでしょうか。



防犯のポイント

【窓ガラスは構造強化】

防犯性能の高いガラスにしたり、頑丈な格子を取り付けたりして構造強化を図る。警報装置、防犯フィルムも効果的。

【窓の鍵をきちんとかける】

窓にはきちんと鍵をかける。補助錠もつけると効果的。

【足場をなくす】

2階への侵入経路となる植木や物置の位置、形状を確認してみよう。

【玄関の鍵をきちんとかける】

鍵の数を増やし（ツーロック）、ゴミ出しや短時間の外出でも鍵をかける習慣をつけよう。

※玄関や勝手口は主錠とともに、チェーンだけでなくツーロック（鍵を2つ以上取り付けること）を実践しよう。主錠は、ピッキングや破壊に耐えられるものに取り替える。経済的に厳しい場合、まずは補助錠を取り付けよう。



【死角をなくす】

塀や垣根は低くして周囲からの見通しをよくする。また、家の周りの木々はこまめに伐採して空き巣が身を隠すところをなくす。



【見知らぬひとにあいさつ】

泥棒は声をかけられたり、見られたりすることを嫌う。

【犯人は下見する】

検針員やセールスマン、宅配スタッフなどを装って下見し、留守宅を見極める。近隣で協力して普段見かけない人に注意しよう。

【近所で声をかけ合う】

旅行などで留守にするときは、近所の人にひと声かけよう。



住宅侵入窃盗 3つに注意!!

★侵入にかかる時間

5分以内!（それ以上かかると、たいてい諦める）

★玄関の鍵は閉めていたが、他から侵入された

侵入ルートは、風呂場や勝手口の窓、ベランダの窓の鍵の**閉め忘れ**、あるいは閉めていてもガラスを破られた等。

★玄関の鍵の閉め忘れ

ゴミ出し、買い物などのわずかな**隙**が狙われる。

★一番多い犯行時間

午後2時～4時（昼間が多い）

★少しだけ盗む!

なかには侵入してもすべての金品を盗まない熟練の犯行者がいる。**一部だけ**を盗み、あとは戻しておくので、被害者は泥棒に侵入されて盗まれたことに気づかない。

ひとり暮らしの女性も注意!!

* 在宅の場合 *

凶器を示し、強盗や強姦などを行う凶悪犯!

* 不在の場合 *

侵入して現金や貴金属類を盗む窃盗犯!

<防犯対策は・・・>

●表札は名字だけにする。

ポストにも名字だけ表示する。

●電気・ガスの検査が来たら?

制服を着ていても信用せず身分をきちんと確認する。

●宅配便を装う

「となりの荷物を預かってください」は常套句。十分注意。

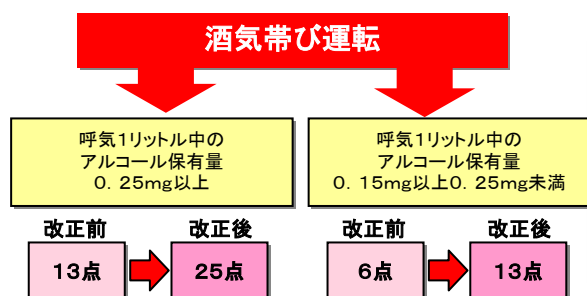


交通安全のポイント

飲酒運転などの悪質・危険な違反をした運転者に対する処分強化や、高齢運転者に対する認知症検査の実施などを盛り込んだ改正道路交通法が、平成21年6月1日より施行されます。そこで今回は、飲酒運転に関する処分が強化されることを中心に、道路交通法の改正内容を紹介しましょう。

■酒気帯び運転の違反点数の引き上げ

酒気帯び運転の違反点数が引き上げられ、呼気1リットル中のアルコール保有量0.25mg以上の酒気帯び運転をした場合は13点から25点に、同0.15mg以上0.25mg未満の場合は6点から13点となります。



呼気1リットル中のアルコール保有量0.25mg以上の場合は違反点数が25点ですから、過去に違反歴がなくてもそれだけで欠格期間(運転免許が取得できない期間)2年の免許取消となります。同0.15mg以上0.25mg未満の場合は13点ですから、90日の免許停止となりますが、人身事故を起こした場合には、2点以上の事故点数が付加され、合わせて15点以上となり最低でも欠格期間1年の免許取消となります。

■一般違反行為に対する処分基準の改正

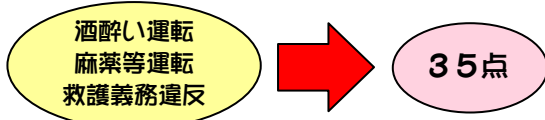
一般違反行為に対する免許取消しや停止の処分基準が改正され、新たに4年の欠格期間の基準が設けられました。

◆一般違反行為の処分基準

欠格期間	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回以上
5年	45点以上	40点以上	35点以上	30点以上
4年(新設)	40点~44点	35点~39点	30点~34点	25点~29点
3年	35点~39点	30点~34点	25点~29点	20点~24点
2年	25点~34点	20点~29点	15点~24点	10点~19点
1年	15点~24点	10点~19点	5点~14点	4点~9点
停止・保留	6点~14点	4点~9点	2点~4点	2点又は3点

■特定違反行為に対する処分の強化

酒酔い運転やひき逃げなどの悪質で危険性の高い違反行為が、新たに「特定違反行為」として区分され、違反点数が大幅に引き上げられます。例えば、飲酒によって正常な運転ができない「酒酔い運転」の違反点数は25点から35点に引き上げられ、事故を起こさない場合でも、欠格期間3年の免許取消となります。また、「特定違反行為」により免許取消しになった場合の欠格期間は、最長で10年に延長されます。



高齢運転者に係る改正内容

- * 75歳以上の高齢運転者に対しては、運転免許更新時に運転に必要な記憶力や判断力等の認知機能に関する検査を行い、その検査結果に基づいた高齢者講習を行うこととなります。
- * 70歳以上の高齢者を対象とした高齢者講習の受講期間が、「更新期間が満了する日の3か月前」から「更新期間が満了する日の6か月前」に延長されることとなります。

高齢者講習の受講期間

